○国土交通省告示第三百三十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十四日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
宮崎道州縦貫自動車道 鹿児島線	五久留米市東合川五丁目一番から同市東合川五丁目一番まで	令和七年四月二十五日〇時

○国土交通省告示第三百三十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十四日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道 宮崎道 鹿児島線	熊本市北区改寄町字塚ノ一本五七番二から同市北区改寄町字沖野一六七番二まで	令和七年四月二十五日〇時

○国土交通省告示第三百三十九号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和七年四月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
令７ 第4002号	鉄道の旅客運賃の上限変更認可	首都圏新都市鉄道株式会社	すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。 １　鉄道の普通旅客運賃 大人普通旅客運賃の上限を次のとおり変更する。 （単位：円）

	10円単位	１円単位
３キロまで	180	180
３キロを超え５キロまで	230	230
５キロを超え７キロまで	280	271
７キロを超え９キロまで	320	320
９キロを超え11キロまで	370	362
11キロを超え13キロまで	420	412
13キロを超え15キロまで	460	454
15キロを超え18キロまで	520	513
18キロを超え21キロまで	580	574
21キロを超え24キロまで	630	626
24キロを超え27キロまで	690	688
27キロを超え30キロまで	750	741
30キロを超え33キロまで	800	800
33キロを超え36キロまで	860	853
36キロを超え39キロまで	920	913
39キロを超え42キロまで	970	966
42キロを超え45キロまで	1,020	1,018
45キロを超え48キロまで	1,070	1,070
48キロを超え51キロまで	1,130	1,123
51キロを超え54キロまで	1,180	1,175
54キロを超え57キロまで	1,230	1,227
57キロを超え59キロまで	1,280	1,280

小児普通旅客運賃（１円単位）の上限を次のとおり変更する。

（単位：円）

	１円単位
３キロまで	84
３キロを超え５キロまで	105
５キロを超え７キロまで	125
７キロを超え９キロまで	146
９キロを超え11キロまで	167
11キロを超え13キロまで	188
13キロを超え59キロまで	200

２　鉄道の定期旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

通勤定期旅客運賃（大人１か月）

（単位：円）

３キロまで	6,810
３キロを超え５キロまで	8,700
５キロを超え７キロまで	10,590
７キロを超え９キロまで	12,100
９キロを超え11キロまで	13,990